

社会福祉法人千葉シニア 公印管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人千葉シニア（以下「法人」という。）の公印管理について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長印
- (2) 法人印
- (3) 施設長印
- (4) 施設印

(公印の名称、管理者)

第3条 公印の名称、および管理者は、別表のとおりとする。

(管 理)

第4条 管理者は、公印の管理に万全を期さなければならない。

- 2 公印は、常に施錠できる堅固な箱に収め、一定の場所において管理しなければならない。
- 3 公印は、特に上司および管理者の承認を受けた場合のほか、管理する場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調整、改刻および手続き)

第5条 第3条に規定する公印を調整、もしくは改刻し、または廃止しようとするときは、事前に、理事長の承認を得なければならない。

- 2 管理者は、その管理する公印について、紛失または破損等が生じたときは、直ちに、理事長に届け出なければならない。

(公印の使用)

第6条 公印は、法人の文書以外に使用してはならない。

- 2 公印を使用する役員または職員は、承認済の起案書に公印を押印すべき文書を添えて、管理者に提示し、その承認を受けなければならない。また、公印を押印するときは、事前に公印使用簿に記入しなければならない。
- 3 公印は、文書の真実性を明確に表現するものであるから、その取扱は慎重にしなければならない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別 表

公印の名称、および管理者

公印の名称	管理者
代表者（理事長）印	理事長
法人印	事務局長
施設長印（まごころ館四街道）	施設長
施設長印（まちの保育園成山）	園長
施設長印（まちの保育園四街道駅前）	所長
施設印（まごころ館四街道）	施設長
施設印（まちの保育園成山）	所長
施設印（まちの保育園四街道駅前）	園長